

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

本市では、まちづくりの指針である「第5次宝塚市総合計画 後期基本計画」(平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度))を策定し、「市民の力が輝く 共生のまち 宝塚～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～」を将来都市像として掲げるとともに、施策展開における重点目標の一つとして「超高齢社会に対応したまちづくり」を位置づけています。

平成29年(2017年)3月には、「エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画」を策定し、『お互いさま』があふれるまち・宝塚～あらゆる世代が、お互いの存在を認め合い、支え合い、将来につながる地域社会を創造する～」を計画の基本理念に掲げ、高齢者をはじめ、すべての市民の生活の質を向上し、より豊かなものにしていく取組を推進することとしています。

また、高齢者施策については、平成12年度(2000年度)以降、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画(ゴールドプラン21宝塚)」を6期にわたり策定し、高齢期の健康づくりやいきがづくり、介護・福祉サービスの充実などの総合的・計画的な推進に努めてきました。その第6期計画では、計画の基本理念を「健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚」とし、介護予防施策の展開、認知症支援策や権利擁護の推進、高齢者を支える地域ネットワークづくり、介護保険事業におけるサービス基盤の整備と安定運営などに努めてきました。

介護保険法等の規定による3年サイクルの計画改定の時期を迎えるに当たり、今回の第7期計画では、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年(2025年)を目途に、本市の「地域包括ケアシステム」の構築を目指していくため、計画の名称を「宝塚市地域包括ケア推進プラン」と変更し、高齢者施策の基本的な方向性と具体的な取組方策を明らかにすることとします。

(2) 計画策定の背景

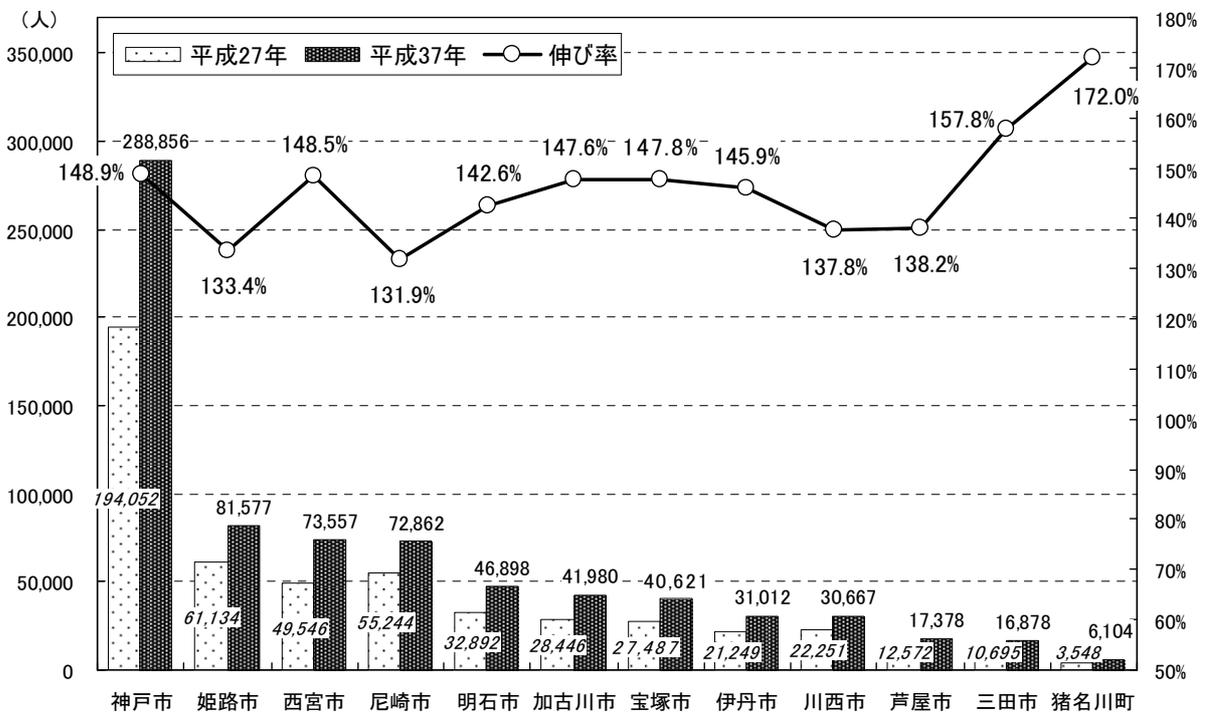
ア 2025年問題

「2025年問題」とは、第1次ベビーブーム（昭和22年(1947年)～昭和24年(1949年)）に生まれた人々、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37年(2025年)以降に顕著となる社会問題を指しています。

一般に、75歳以上の「後期高齢者」の人々では、医療や介護サービスのニーズが急増することが知られており、人口の多い「団塊の世代」が後期高齢者となった場合、社会全体で、医療や介護のニーズにどのように対応していくかが課題となっています。また、2040年(平成52年)には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるなど、さらに人口の高齢化が進展することが見込まれています。

この「2025年問題」は、首都圏や大阪で特に顕著となると予想されており、本市においても、2025年時点で、後期高齢者人口が現在より約1万人増加し、その伸び率も県内市町の5位になると見込まれています。

後期高齢者人口の比較（平成27年(2015年)と平成37年(2025年)）



資料：平成27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」

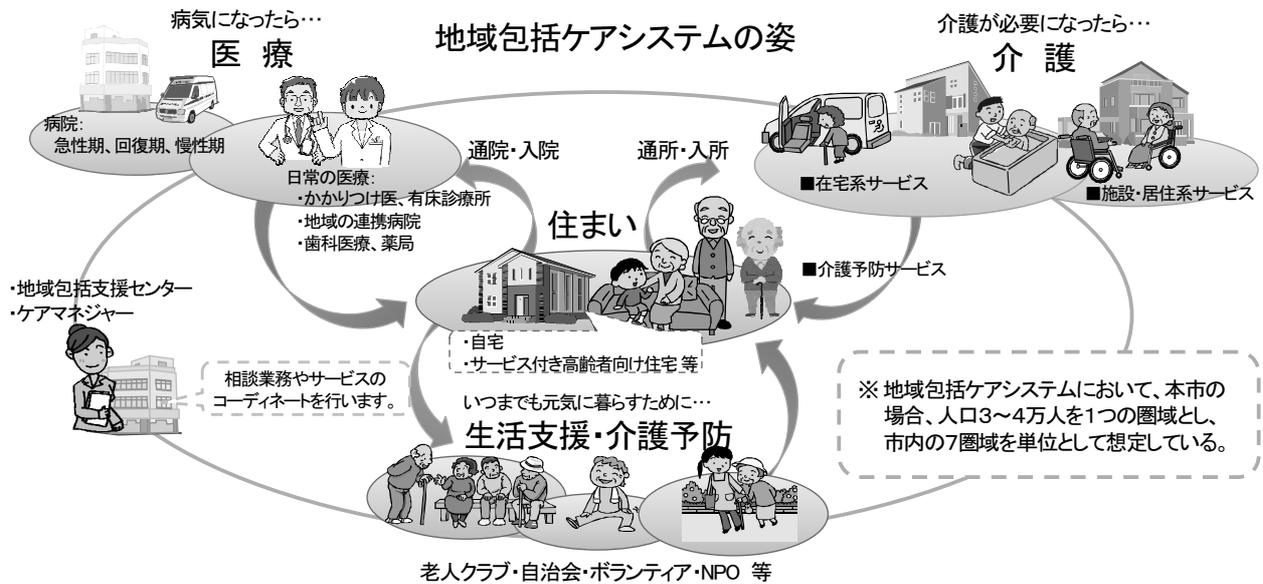
イ 地域包括ケアシステムの深化・推進

このような日本全体の高齢化の進展に対応するため、国は、医療介護総合確保推進法を制定し、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしました。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう、「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくこととされています。

本市においても、第5期計画から、この考え方を採用し、高齢者施策を展開してきました。

なお、「地域包括ケアシステム」では、これまで、主に高齢期におけるケアが念頭に置かれていましたが、国の方針転換により、将来的には、子どもや障がいのある人なども含めた「地域共生社会」の実現に向けた取組が予定されています。

地域包括ケアシステムのイメージ



資料：厚生労働省資料に一部加筆

ウ 国における平成29年介護保険法改正の主な内容

「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第7期に向けた介護保険制度の改正が、次のとおり行われました。

(ア) 地域包括ケアシステムの深化・推進

○保険者である市町村は、地域の実態把握・課題分析を踏まえて自立支援や介護予防に向けた目標を設定し、その達成に向けて計画的に取り組を進めるなど、「地域マネジメント」を推進し、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能を強化していくこととなりました。

○日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されます。現行の介護療養型医療施設の経過措置期間については、6年間さらに延長されることとなりました。

また、高度急性期から在宅医療・介護までの一連的なサービス提供体制の一体的な確保を図るため、都道府県が作成する医療計画、介護保険事業支援計画との整合性をこれまで以上に確保することが必要となりました。

○福祉の各分野における計画の上位計画として地域福祉計画が位置づけられます。地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨が明記されました。（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）

また、高齢者と障がいのある人がサービスを受けやすくするため、高齢者と障がい者をともに受け入れる「共生型サービス」が介護保険と障がい福祉両方の制度に位置づけられました。ホームヘルプ（訪問介護、居宅介護、重度訪問介護）、デイサービス（通所介護、生活介護）、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所）の3つの類型でサービス提供が平成30年度(2018年度)から始まります。

(イ) 介護保険制度の持続可能性の確保

○介護保険サービスの利用者負担割合が2割となっている人のうち、現役世代並みの所得のある人について利用者負担割合が3割へと引き上げられます。

○介護納付金における総報酬割が導入されます。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8）及び介護保険法（第117条）に基づき、本市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るための計画とし、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定することとします。

また、本計画は、国や兵庫県の基本的な指針や関連計画の内容を十分に踏まえるとともに、本市の行政執行の指針である「第5次宝塚市総合計画 後期基本計画」及び「エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画」を上位計画とし、健康福祉分野をはじめとする関連計画等との整合・調整を図りながら策定します。

計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間とします。

計画の期間

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
前計画の対象期間					目標年度			
			本計画の対象期間					
						次期計画の対象期間		

3 計画の策定体制

本計画の策定プロセスでは、介護保険の被保険者や知識経験者などで組織する「宝塚市介護保険運営協議会」及び「宝塚市介護保険運営協議会専門委員会」で審議を重ねました。

併せて、アンケート調査やパブリック・コメントなどにより、高齢者の健康づくりや生活実態、福祉施策・サービスに対する意識等を把握し、その結果の反映に努めました。

(1) アンケート調査の実施

高齢者の生活実態や意向等の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成29年(2017年)2月から6月にかけて、65歳以上の市民を対象とする4種類のアンケート調査（在宅要援護者需要調査、一般高齢者調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）を実施しました。

(2) 計画策定に向けた協議会の設置

介護保険の被保険者、知識経験者、医療・介護・福祉関係団体の代表者などで組織する「宝塚市介護保険運営協議会」及び「宝塚市介護保険運営協議会専門委員会」を開催し、高齢者施策への意見を求めるとともに、行政関係部局において、第7期計画に関する協議・検討を行いました。

(3) パブリック・コメント

本計画に対する市民の方のご意見を募集するため、平成29年(2017年)12月11日から平成30年(2018年)1月9日までの期間においてパブリック・コメントを実施しました。